

障がいを理由とする 差別の解消の推進に関する

宇都宮市職員の

対応要領



平成28年2月

宇都宮市

目次

1	対応要領の趣旨	
	(1) 障害者差別解消法の概要	1
	(2) 対応要領の策定の目的と位置づけ	4
2	差別の解消に向けた基本的な考え方と具体例	
	(1) 障がい理由とする不当な差別的取扱い	5
	・ 基本的な考え方	5
	・ 具体例	5
	(2) 合理的配慮の提供	6
	・ 基本的な考え方	6
	・ 具体例	9
3	監督者の責務	11
4	研修・啓発	11
5	相談体制等の整備	
	(1) 相談窓口の設置	11
	(2) 庁内の推進体制の整備	12
6	対応要領の見直しについて	12
7	障がいに関する基礎知識	
	(1) 障がい特性について理解する	14
	(2) 基本的な支援のポイント	15
	(3) 障がいごと特性と合理的配慮	16
	(4) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	24

1 対応要領の趣旨

(1) 障害者差別解消法の概要

ア 法制定の背景と目的

近年、障がい者の権利擁護に向けた国際的な取組が進展し、平成18年に国連において「障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」とする。）」が採択された。

この条約においては、障がい者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、障がいのみに起因するものではなく、様々な社会的障壁と相対することにより生じるものとする、いわゆる「社会モデル」の考え方が反映されている。

この考え方を踏まえ、平成23年の「障害者基本法」の改正においては、「障がいがあるものにとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」を「社会的障壁（※1）」と定義するとともに、同法第4条に基本原則として、障がい者に対する差別の禁止や、社会的障壁を取り除くための合理的配慮について規定された。

この基本原則を具現化するため、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「法」とする。）」を平成25年6月に制定し、周知等の準備期間を経て、平成28年4月1日に施行される。

【※1 社会的障壁】

- ①社会における事物 ⇒ 通行、利用しにくい施設、設備など
- ②制度 ⇒ 利用しにくい制度など
- ③慣行 ⇒ 障がいのある人の存在を意識していない慣習や文化など
- ④観念 ⇒ 障がいのある人への偏見など

イ 障がい者に対する差別の定義

障がいの有無にかかわらず、共生する社会を実現するためには、日常生活や社会生活において障がい者の活動を制限し、社会への参加を制限している社会的障壁を取り除くことが重要であるとの考えから、法においては、「障がい者に対する不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮の不提供」を「障がい者に対する差別」と規定している。（※2）

【※2 障がいを理由とした差別（法の定義）】

① 不当な差別的取扱い

⇒ 障がいを理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否、制限、条件付けするなど、障がい者の権利利益を侵害すること。

【不当な差別的取扱いの例】

- ・ 障がいを理由に、説明会やシンポジウム等への出席を拒む。
- ・ 障がいを理由に、事務事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、来庁の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付ける。

② 合理的配慮の不提供

⇒ 障がい者の活動等の妨げとなる「社会的障壁」を取り除くために必要な配慮をしないこと。
（※ただし、その実施に伴う負担が過重な場合を除く。）

【合理的配慮の提供の例】

- ・ 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字等のコミュニケーション手段を用いる。
- ・ 障がい特性により順番を待つことが難しい障がい者に対し、周囲の理解を得たうえで、手続き順を入れ替える。

【過重な負担の考え方】

- ・ 事務又は事業の目的、内容、機能を損なうか否か。
- ・ 実現可能性の程度（物理的・技術的制約・人的・体制上の制約）
- ・ 費用・負担の程度

ウ 法の対象範囲

法の対象となる障がい者は、「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、そのほか心身の機能に障がいがある人（難病を含む）で、障がいや社会的障壁によって、日常生活や社会生活に相当な制限を受ける人」である。

つまり、障がい者は、いわゆる「障がい者手帳」の有無にかかわらず、社会における様々な障壁と相対することによって生活のしづらさなどを感じる人と捉える。

エ 市の役割

法の施行により、市においては事務事業を行うに当たり、障害者の権利利益を侵害することのないよう、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が義務となる。（※3）

【※3 各機関の役割】

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
国の行政機関・ 地方公共団体など	禁止	法的義務
民間事業者 個人事業者やNPO法人、 非営利事業者も含む。	禁止	努力義務

(2) 対応要領の策定の目的と位置づけ

ア 策定の目的

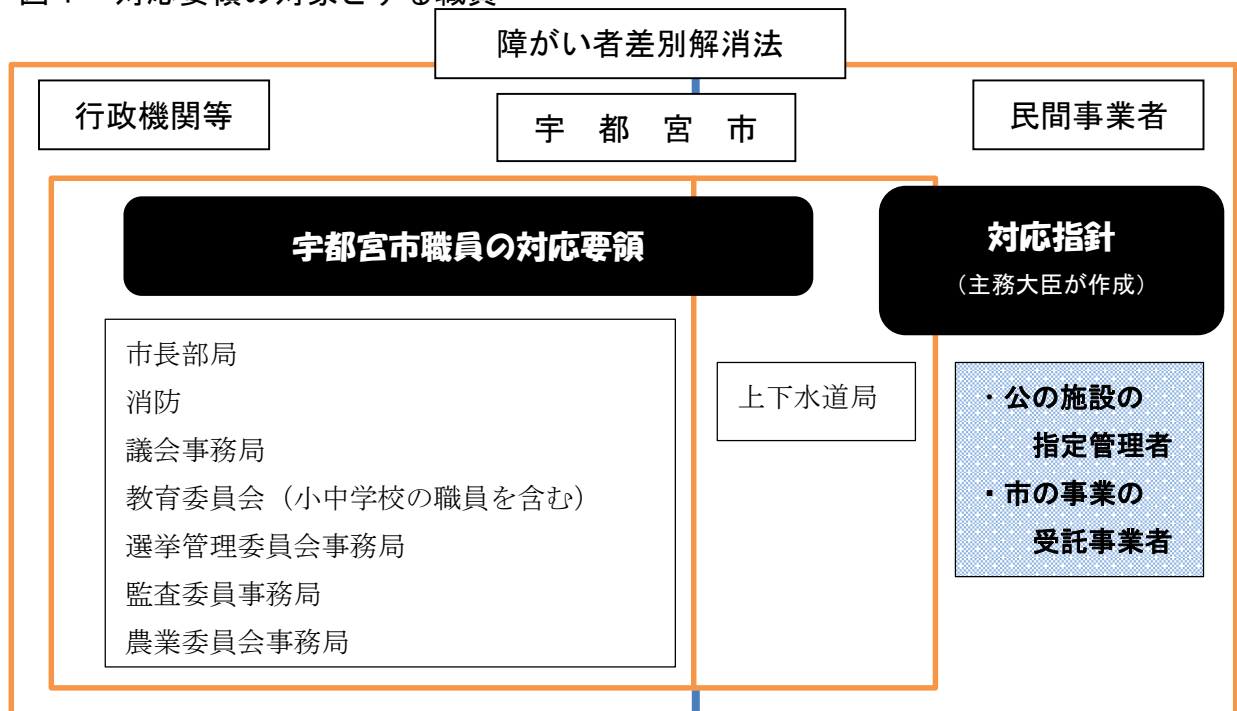
本市においては、職員一人ひとりが法の趣旨を正しく理解し、庁内全体で的確に対応できるよう、障がい特性に応じた配慮の事例などを分かりやすく示す対応要領を策定した。

職員が所管の事務事業を行うに当たり、対応要領を行動規範として遵守していくよう、全職員に周知するとともに、障がい者に対する差別解消を積極的に推進する市の姿勢として、市民に公表する。

イ 職員対応要領の対象とする職員

障がい者に対する差別解消に向け、本市全体として統一的な考え方のもとに取組を推進するため、全任命権者の職員を対象とする。(図1)

図1 対応要領の対象とする職員



※ 上下水道局は、公営企業として主務大臣が作成した対応指針に基づき、対応するとともに、市職員として対応要領を遵守する。

※ 本市の事務事業の一環として実施する業務を委託や指定管理等により行う場合は、受託者又は指定管理者等に対し、本市の対応要領を踏まえ合理的配慮を提供することを所管課等を通じて周知するとともに、障害者差別解消法を遵守するよう、指定管理業務の協定書に明記する。

2 差別の解消に向けた基本的な考え方と具体例

(1) 障がい者を理由とする不当な差別的取扱い

ア 基本的な考え方

法においては、障がい者に対して、正当な理由なく、障がい者を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障がい者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障がい者の権利利益を侵害することを禁止している。

ただし、障がい者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障がい者を障がい者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障がい者に対する合理的配慮等を提供するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障がい者に状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

また、正当な理由があると判断した場合には、障がい者に対しその理由を説明し、理解を求めることが必要である。

イ 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障がい者に対するサービス等の不提供が、客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないといえる場合である。

また、障がい者に対するサービス等の不提供に正当な理由があると判断した場合には、障がい者にその理由を説明し、理解を得ることが望ましい。

【正当な理由の判断の視点】

- ・ 安全の確保，財産の保全
- ・ 事業の目的・内容・機能の維持
- ・ 損害発生防止等

ウ 障がい者を理由とする不当な差別的取扱いの具体例

- ・ 障がい者を理由に窓口対応を拒否する。
- ・ 障がい者を理由に対応の順序を後回しにする。
- ・ 障がい者を理由に書面の交付，資料の送付，パンフレットの提供等を拒む。
- ・ 障がい者を理由に説明会，シンポジウム等への出席を拒む。
- ・ 事務事業の遂行上，特に必要ではないにもかかわらず，障がい者を理由に，来庁の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり，特に支障がないにもかかわらず，付き添い者の同行を拒んだりする。

ケース1

先日、一人で窓口に来て、視覚障がいがあるため、窓口の職員に代読と代筆をお願いしたところ、特に正当な理由が無いのに断られ、「次に来るときは自宅で誰かに書いてもらうか、代読・代筆のできる人を必ず同伴して来てください。」と言われた。



その日の窓口はとても混雑していて、待っている人がたくさんいたため、これ以上、他の人を待たせてはいけなないと考え、安易に断ってしまった。

⇒ 視覚障がい者の代読・代筆に応じるとともに、他の来庁者にも影響がないよう、周囲の職員に応援を頼むなどして対応する。

(2) 合理的配慮の提供

ア 基本的な考え方

法においては、行政機関等に対し、事務事業を行うに当たり、個々の場面において、障がい者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときには、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行うことを求めている。

① 合理的配慮の提供における留意点

- ・ 市の事務事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること。
- ・ 障がい者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであり、障がい者でないものとの均衡を失しないものであること。
- ・ 事務事業の目的・内容・機能を本質的な変更には及ばないこと。
- ・ 合理的配慮の方法は、障がいの特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、過重な負担の基本的な考え方を考慮し、代替措置も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものであること。
- ・ 合理的配慮の内容は、技術の進展・社会情勢の変化等に応じて変わり得るものであること。
- ・ 合理的配慮の提供に当たっては、障がい者の性別・年齢・状態等に配慮すること。
- ・ 合理的配慮を必要とする障がい者が多数見込まれる場合、障がい者との関係が長期にわたる場合等には、その都度の合理的な配慮とは別に、環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につなげること。

② 合理的配慮を求める障がい者の意思表示について

- ・ 障がい者の意思の表明に当たっては、言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられること。
- ・ 意思表示が困難な障がい者が、家族、支援者・介助者、法定代理人等、を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障がい者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障がい者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的な対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

③ 過重な負担の考え方

過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障がい者にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが必要である。

【過重な負担の判断の視点】

- ・ 事務又は事業への影響の程度（事務又は事業の目的、内容、機能を損なうか否か）
- ・ 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- ・ 費用・負担の程度

ケース2

聴覚障がいがあるが、地区市民センターの窓口で手話で手続をしたい。



地区市民センターには手話ができる職員はいない旨を伝え、筆談による説明でも良いか本人に了承を得たのち、筆談で手続を行った。本庁舎では手話通訳者を配置していること、本庁舎でも同様の手続ができることを併せて伝えた。

⇒ 相手が求める配慮（手話）はすぐには対応できなかったが、相手との建設的な対話により、本人への確認、代替措置の提案をするなどして、相手が納得する方法で対応した。

ケース3

障がい特性により、人が多いところで並んで待つことが困難であり、順番が来るまで別室で待たせて欲しい。



急な申し出で別室は用意できなかったため、順番が来るまで比較的人が少ない場所で待つよう依頼し、順番が来た時に、職員が呼びに行くようにした。

⇒ 相手が求める配慮は、すぐには対応できなかったが、相手との建設的な対話により、他の方法により対応した。

イ 合理的配慮の具体例

(物理的環境への配慮)

- 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡すなどする。
- 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置を分かりやすく伝える。
- 目的の場所までの案内の際に、障がい者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障がい者の希望を聞いたりする。
- 障がいの特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。
- 疲労を感じやすい障がい者から別室での休憩の申し出があった際、別室の確保が困難であったことから、当該障がい者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時的休憩スペースを設ける。
- 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障がい者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。
- 災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障がい者に対し、文字情報により、分かりやすく案内し誘導を図る。

(意思疎通の配慮)

- 筆談、読上げ、手話、点字、拡大文字等のコミュニケーション手段を用いる。
- 会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間でページ番号等が異なり得ることに注意して使用する。
- 視覚障がいのある委員に会議資料等を事前に送付する際、読上げソフトに対応できるよう電子データ（テキスト形式）で提供する。
- 意思疎通が不得意な障がい者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。
- 駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。
- 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、分かりやすい記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を行う。
- 比喩表現等が苦手な障がい者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに説明する。
- 障がい者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。
- 会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に障がいのある委員や知的障がいのある委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。
- 会議の進行に当たっては、職員等が委員の障がいの特性に合ったサポートを行う

等、可能な範囲での配慮を行う。

（ルール・慣行の柔軟な変更の具体例）

- 障がい特性により順番を待つことが困難な障がい者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手順順を入れ替える。
- 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障がい者の順番が来るまで別室や席を用意する。
- スクリーンや板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。
- 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。
- 公共施設の駐車場等において、障がい者の来庁が多数見込まれる場合、通常、障がい者専用とされていない区画を障がい者専用の区画に変更する。
- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張により、発作等がある場合、当該障がい者に説明の上、障がいの特性や施設の状況に応じて別室を準備する。
- 非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障がいのある委員の理解を援助する者の同席を認める。

（教育現場における配慮の具体例）

- 聴覚過敏の児童生徒のための机・いすの脚に緩衝材をつけて雑音を軽減する。
- 視覚情報の処理が苦手な児童生徒のために黒板周りの提示物の情報量を減らす。
- 支援員等の教室の入室や授業・試験でのパソコン入力支援、移動支援、待合室での待機を許可する。
- 意思疎通のための絵や写真カード、ICT 機器（タブレット端末等）を活用する。

3 監督者の責務

この対応要領は、職員が所管の事務事業を行うに当たり、行動規範として遵守するものであることから、課長級以上の職員（以下「監督者」という。）は、障がい者を理由とする差別の解消を推進するため、次の事項を実施するものとする。

- ・ 監督者は、日常の執務を通じ、職員に対し、障がい者を理由とする差別の解消について注意喚起を行い、認識を深めさせること。
- ・ この対応要領は、職員の行動規範として遵守すべきものであることから、職員が、事務事業を行う上で、障がい者に対する不当な差別的取扱いや、合理的配慮の不提供を繰り返すなどし、障がい者の権利利益を著しく損なうようなことがあった場合には、職務上の義務違反や職務を怠った場合等に該当することに留意すること。
- ・ 障がい者やその家族から、不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に関する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
- ・ 合理的配慮の必要性が確認された場合、職員に対して、合理的配慮を適切に行うよう指導すること。
- ・ 監督者は、障がい者を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

4 研修・啓発

本市においては、職員一人ひとりが法の趣旨を理解し、所管する事務事業において障がい者に対する差別解消を推進できるよう、職員に対し必要な研修・啓発を行うものとする。

- ・ 新規採用職員等に対して、障がい者を理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解を深められるよう、また、新たに監督職となった職員に対して、障がい者を理由とする差別の解消に関する監督職の役割について理解を深められるよう、それぞれ研修を実施する。
- ・ 職員が、障がい者特性について理解を深め、障がい者に適切に対応できるよう、マニュアル等の活用により意識の啓発を図る。

5 相談体制等の整備

(1) 相談窓口の設置

- ・ 障がい者やその家族等からの相談に的確に応じるため、保健福祉部障がい福祉課内に相談窓口を設置する。
- ・ 相談を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。
- ・ 相談窓口に寄せられた相談等は、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用することとする。

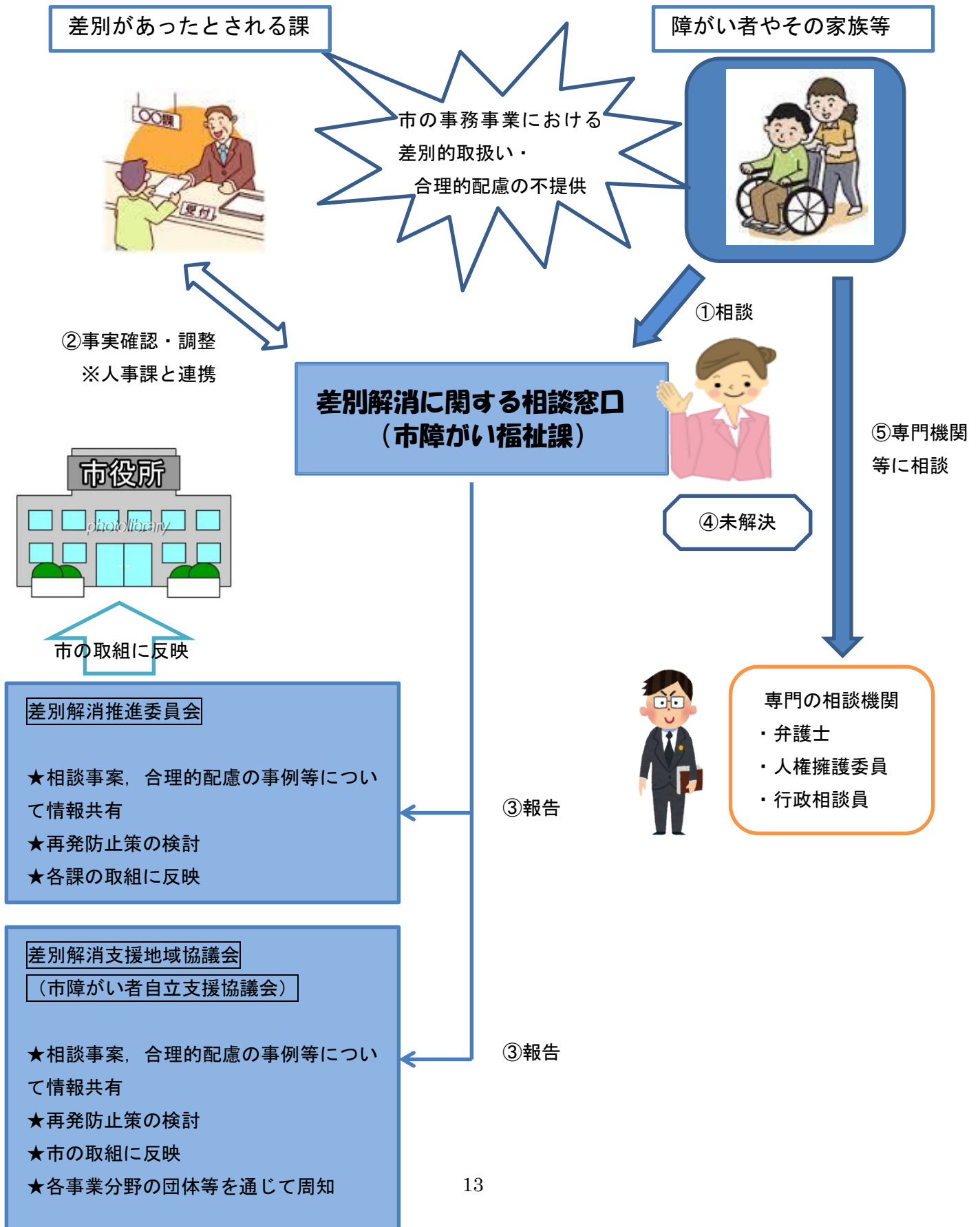
(2) 庁内の推進体制の整備

庁内における障がい者を理由とする差別に関する事案について情報共有を図り、再発防止策の検討や、庁内全体で統一した対応を図るため、庁内に「障がい者差別解消推進委員会（以下「推進委員会」とする。）設置する。

6 対応要領の見直しについて

障がい者を理由とする差別の解消については、技術の進展や社会情勢の変化等により、その内容や程度等が変化するものであることから、国や県における合理的配慮の具体的な事例等について情報収集等を行うとともに、相談窓口における事案の収集や庁内各課の取組等を踏まえ、必要に応じて対応要領を見直し、適宜充実に努めるものとする。

庁内における相談体制のイメージ



7 障がいに関する基礎知識

(1) 障がい特性について理解する

法において「障がい者」とは、「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいや高次脳機能障がいを含む。）、そのほか心身の機能に障がいがある人（難病を含む。）で、障がいや社会的障壁によって、日常生活や社会生活に相当な制限を受ける人」と定義されている。

障がいの種別には、主に下記のようなものがあり、その程度等により、日常生活や社会生活における不自由さは様々であり、障がいのある人に適切に対応するためには、まず障がい特性を理解することが重要である。

身体障がい

- ・視覚、聴覚及び平衡機能、音声・言語又はそしゃく機能、肢体不自由、内部機能（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫機能、肝臓）の障がい
- ・「**身体障がい者手帳**」（1級～6級）が交付される。

知的障がい

- ・知的機能（※）の障がいが発達期（概ね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障があるために、何らかの援助を必要とすること。
- ・「**療育手帳**」（A1, A2, B1, B2）が交付される。（旧手帳にはAの表記あり）
*知能指数（IQ）で測られ、IQが概ね70以下であると知的機能の低下と判断されます。

精神障がい

- ・統合失調症、うつ病、アルコールや薬物依存、その他の精神疾患のこと。
- ・「**精神障がい者保健福祉手帳**」（1級～3級）が交付される。

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他脳機能の障がい（その症状が通常、低年齢期においてあらわれるもの）

高次脳機能障がい

病気や事故などにより、脳が部分的に損傷を受けたために生じる記憶障がい、注意障がいなどの認知障がいのため、日常生活又は社会生活に制限があること。

難病患者

平成25年4月施行の「障害者総合支援法」により、難病332疾病がその程度により障がい福祉サービスの利用対象となった。

(2) 基本的な支援のポイント

① 障がい者の特性をよく理解する

- ・ 障がいの種別や程度によって支援の仕方が異なることを理解する。
- ・ 相手の身になって、本当に必要とされている支援をよく見極める。
- ・ 支援の方法が分からない場合は、相手に確認する。

② 積極的に声をかける

- ・ 障がい者の中には、意思表示が苦手な人や、困っていることをうまく伝えられない人もいることを理解し、積極的に声をかけることが必要である。
- ・ ただし、一方的な支援は迷惑にもなりかねないため、必ず本人の意思を確認して行動する。

③ おだやかな口調で話しかける

- ・ 障がい者の中には、人とのコミュニケーションが苦手な人や、人の話を理解することが難しい人もいるため、話すときはゆっくり穏やかに、相手が理解しているか様子を見ながら、繰り返し説明する。

(3) 障がいごとの特性と合理的配慮

「障がい」といっても、障がいの種別や程度により、必要な支援や配慮は異なることから、以下に代表的な障がい特性と配慮すべき事項を整理した。

視覚障がい

<主な特性>

- ・ 視覚的な情報を全く得られない人（全盲）や、文字の拡大や視覚補助具等を使用することで視力を活用できる人（弱視）、視野が狭くなる障がいや色覚の障がいなど、見え方は様々である。
- ・ 先天的に視覚に障がいがある人、加齢や疾病などによりに視覚障がいとなる人など、受障した年齢や経緯などにより、コミュニケーション手段が異なる。

<主な対応>

- ・ 音声や点字など、相手に合わせたコミュニケーション手段を用いる。
- ・ 本人の申し出に応じて、代読や代筆を行う。
- ・ 声をかける時には前から近づき、「〇〇さん、〇〇課の△△です。」など、名乗ってから要件を話す。
- ・ 付き添いの人がいる場合も、要件は本人に向かって話す。
- ・ 説明には、「あれ」「これ」「このくらい」などの指さし表現や指示代名詞を使わず、「〇〇歩くらい先に」や「時計の3時の方向に」など具体的に説明する。

聴覚障がい

<主な特性>

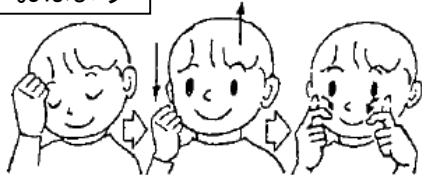
- ・ 聴覚障がいは外見上分かりにくいいため、周囲の人から気づかれにくい。
- ・ 聴覚的な情報を全く得られない人（全聾）や、補聴器や人工内耳の装用などにより聴覚を活用できる人など、聴こえ方は様々である。
- ・ 聴覚障がいのある人には、手話、筆談、口話など様々なコミュニケーション手段があるが、話す相手や場面によって複数の手段を使い分けている人が多い。

<主な対応>

- ・ 手話・筆談・要約筆記など、相手に合わせたコミュニケーション手段を用いる。
- ・ イラストや図など、視覚的な情報提供でコミュニケーションを補う。
- ・ 声をかける時には前から近づき、「〇〇さん、〇〇課の△△です。」など、名乗ってから要件を話す。
- ・ 付き添いの人がいる場合も、要件は本人に向かって話す。

<手話でのあいさつ>

おはよう



- 1 拳をこめかみに当てて・・・
- 2 拳をおろして顔をあげ・・・
- 3 人差し指を向かって・・・

すみません



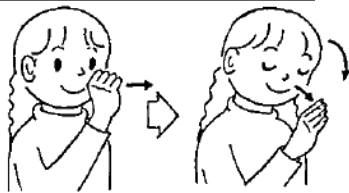
- 1 眉間を親指と人差し指でつまみ
- 2 右手を顔の前から少し前へ出す

お疲れさまでした



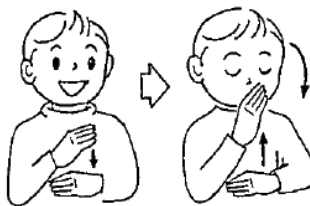
右手をグーにして左手の甲を2回叩く

よろしくお祈りします



- 1 拳を鼻につけ前に出し・・・
- 2 右手を顔の前から出し頭も下げる

ありがとう



- 1 右手で左手の甲を軽く叩き・・・
- 2 右手を上にあげ頭を下げる

盲ろう（視覚と聴覚の重複障がい）

<主な特性>

- ・ 視覚と聴覚の両方に障がいがある人を「盲ろう者」と呼んでいるが、障がいの程度や障がいの発症経緯により、特性が異なる。

各障がいの程度による区分

分類	経過
①全盲ろう	全く見えず聴こえない状態
②盲難聴	全く見えず聴こえにくい状態
③弱視ろう	見えにくく聴こえない状態
④弱視難聴	見えにくく聴こえにくい状態

障がいの発症経緯による区分

分類	経過
①盲ベース盲ろう	先に視覚障がいがあり、聴覚障がい加わった
②ろうベース盲ろう	先に聴覚障がいがあり、視覚障がい加わった
③先天盲ろう	先天性、または乳幼児期に、視覚と聴覚の障がいを発症
④中途盲ろう	成人期以後に視覚と聴覚の障がいを発症

<主な対応>

- ・ 手書き文字・触手話・指点字などのコミュニケーション手段のほか、移動の際にも支援が必要になる。人によって必要な支援方法が異なるため、相手に確認が必要である。

肢体不自由

<主な特性>

- ・ 先天性の疾患や事故などにより、手足や体の運動機能に障がいが生じている状態
- ・ 歩く、座る、手や指を使って作業をする、話すなど、日常の様々な動作の困難や、手足の動きや表情が思うようにならないこと（不随意運動）や、体温調節が難しい場合などがある。
- ・ 車いすを使用している人は、狭い通路や段差、坂道などが移動の妨げになる。
- ・ 杖などを使用している人は、長距離の歩行や階段、エスカレーターや人ごみでの移動が困難な場合がある。

<主な対応>

- ・ 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡すなどする。
- ・ 車いす利用者などに対し、目線を合わせて対応する。
- ・ 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置を分かりやすく伝える。
- ・ 目的の場所までの案内の際に、障がい者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障がい者の希望を聞いたりする。
- ・ 体温調節が難しい人に対し、部屋の温度管理に配慮する。
- ・ 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障がい者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。

内部障がい

<主な特性>

- ・ 心臓機能、呼吸機能、腎臓機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、肝機能、HIVによる免疫機能のいずれかの障がいにより、日常生活に支障がある。
- ・ 内臓機能の低下により、疲れやすさや体力の低下などがある。

<主な対応>

- ・ 外見では分からないため、疲れやすさなどへの理解や配慮が必要である。

高次脳機能障がい

<主な特性>

- ・ 交通事故や脳血管障がいなどの病気により、脳にダメージを受けることで生じる認知や行動における障がい。
- ・ 主に、記憶障がいや注意障がい（集中力の欠如など）、遂行機能障がい（計画を立てて物事を実行することができないなど）、社会的行動障がい、病識欠如（自身の症状に気付かずトラブルになる）、失語症（言葉の理解、話す、読む、書くなどが難しい）などの障がいがあるが、外見からは分かりにくいいため、周囲の人から障がいについて理解されないことがある。

<主な対応>

- ・ 重要な事は自分でメモを取ってもらい、双方で内容を確認する。
- ・ 感情をコントロールできない状態の時や、注意力が続かないような時には、休憩を取ったり、話題や場所を変えたりしてクールダウンを図る。

知的障がい

<主な特性>

- ・ 概ね18歳頃までの心身の発達期に現れた知的機能の障がいにより、何らかの支援が必要な状態。
- ・ 話の内容をうまく理解できない、日常生活の動作に介助を要する、読み書きや計算が難しいなど、障がいの状態は様々である。

<主な対応>

- ・ ゆっくり、丁寧に、分かりやすく話すとともに、写真やイラストなどを用いて、相手に分かりやすく伝える配慮、相手が理解しているか確認しながら話すなどの配慮が必要である。
- ・ 文書は漢字を少なくしてルビを振る、文書を分かりやすい表現に直すなどの配慮が必要である。
- ・ 「やさしい言葉＝幼児言葉」ではなく、相手の年齢に応じた言葉づかいで接する。

発達障がい

発達障がいとは、広汎性発達障がい（自閉症、アスペルガー症候群など）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、学習障がい（LD）などの総称。

○自閉症、アスペルガー症候群を含む広汎性発達障がい

<主な特性>

- ・ コミュニケーションの障がい，対人関係・社会性の障がいで，相手の表情や態度などよりも，文字や図形，物の方に関心が強いなど，パターン化した行動やこだわりがある。
- ・ 言葉の発達の遅れなどを伴うこともある。
- ・ 見通しの立たない状況では不安が強いが，見通しが立つ時はきっちりしている。

<主な対応>

- ・ 肯定的，具体的，視覚的な伝え方の工夫をする。（「○○をしましょう」といったシンプルな伝え方，その人の興味関心に沿った内容や図・イラストなどを使って説明するなど）
- ・ 感覚過敏がある場合は，音や肌触り，室温など感覚面の調整を行う。（イヤーマフを活用する，大声で説明せずホワイトボードで内容を伝える，人とぶつからないように居場所を衝立などでくぎる，クーラー等の設備のある部屋を利用できるように配慮するなど）

○学習障がい

<主な特性>

- ・ 知的な遅れはないが，「読む」「書く」「計算する」など特定の学習が苦手。

<主な対応>

- ・ 得意な部分を積極的に使って情報を理解し，表現できるようにする。（ICTを活用する際は，文字を大きくしたり行間を空けるなど，読みやすくなるように工夫する）

○注意欠陥多動性障がい

<主な特性>

- ・ 不注意（集中できない），多動・多弁（じっとしてられない），衝動的に行動する（考えるよりも先に動く）などの特性がある。

<主な対応>

- ・ 具体的で分かりやすい言葉を使う，短く，はっきりとした言い方で伝える。
- ・ 気の散りにくい環境の工夫，分かりやすいルール提示などの配慮をする。

精神障がい

精神障がいの原因となる精神疾患は様々であり、原因となる精神疾患によって、その障がい特性や制限の度合いは異なる。精神疾患の中には、長期にわたり、日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態が続くものがある。

○統合失調症

<主な特性>

- ・ 「幻覚」や「妄想」のほか、意欲や集中力の低下、疲れやすさなどの症状がある。
- ・ 集中力が保てないほか、認知や行動の障がいとして、考えがまとまりにくい、相手の話の内容がつかみづらいなどの症状がある。

○気分障がい

<主な特性>

- ・ 気分の波が主な症状としてあらわれる病気。うつ状態のみを認めるときはうつ病と呼び、うつ状態と躁状態を繰り返す場合には、双極性障がい(躁うつ病)と呼ぶ。
- ・ うつ状態では気持ちが強く落ち込み、何事にもやる気がでない、疲れやすい、考えが働かない、自分が価値のない人間のように思える、死ぬことばかり考えてしまい実行に移そうとするなどの症状が出る。
- ・ 躁状態では気持ちが過剰に高揚し、ほとんど眠らずに働き続けたりする。その一方で、ちょっとした事にも敏感に反応し、他人に対して怒りっぽくなったり、自分は何でも出来ると思い込んで人の話を聞かなくなったりする。

<主な対応>

- ・ ストレスや環境の変化に弱いことを理解し、配慮した対応を心がける。
- ・ 一度に多くの情報が入ると混乱するので、伝える情報は紙に書くなどして整理し、ゆっくり具体的に伝えることを心掛ける。

難病

<主な特性>

難病とは、発病の原因が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾病で、長期の療養を必要とすることから、本人や家族の身体的・精神的・経済的な負担が大きいとされる。

難病には様々なものがあり、また、同じ疾病でも症状は様々である。定期的な服薬や通院、休息などが必要な場合もあるが、症状に合わせた配慮があれば、多くの人が学校生活や就労等の社会生活を営むことができる。

平成25年4月に難病患者も、その程度により障がい福祉サービスなどの対象となり、平成27年7月に対象疾病が332疾病となっている。

<主な対応>

難病には様々なものがあり、また、同じ疾病でも症状は様々であることから、必要な配慮を本人に確認する。

(4) 障がい者に対する支援のマニュアル

障がいのある人に対する合理的配慮の提供について、より具体的な方法は下記のマニュアル等を参照

「障がいのある人に対する情報バリアフリー推進ガイドライン」 (平成25年2月策定)

- ・ 視覚障がい、聴覚障がい、盲ろう者の障がい特性に応じた情報提供方法について具体的に記載（点字、音声、手話、要約筆記、筆談、触手話、指点字など）
- ・ 手話通訳や要約筆記の派遣の依頼方法や、点字・音声資料の作成依頼先など、情報提供の際の具体的な配慮方法について記載
- ・ 災害などの緊急時における、障がい者に対する情報提供の配慮について記載

「身体障がい者補助犬受け入れマニュアル」 (平成24年1月策定)

- ・ 身体障がい者の特性と補助犬の役割等について記載
- ・ 公共施設における補助犬受け入れの際の配慮事項等について記載

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抜粋）

（平成二十五年法律第六十五号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうちニの政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ヘ 会計検査院

五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

- 2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。
- 5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であつて、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(秘密保持義務)

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

私たちの住む社会は、今、高齢化や少子化などが進み、
思いやりの心や人と人とのふれあいが、
ますます大切になってきています。
宇都宮市は、これからの新しい時代に向けて、
「やさしさをはぐくむ福祉のまち」を目指し、
ここに『福祉都市』を宣言します。

福祉都市宣言

宇都宮市は
赤ちゃんからお年寄り
ハンディキャップを
持った人々など
すべての市民が
笑顔でことばを交わし
健康でいきいきと暮らせる
心のふれあう福祉のまちをつくります。

宇都宮市保健福祉部障がい福祉課
〒320-8540
栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号
TEL (028) 632-2353
FAX (028) 636-0398
E-mail u1904@city.utsunomiya.tochigi.jp